

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物（平成二十一年経済産業省告示二百七号）
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を次のように定め、平成二十一年十一月一日から施行する。

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を次のように定め、平成二十一年十一月一日から施行する。

なお、平成十五年経済産業省告示第四百十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件）は、平成二十一年十月三十一日限り、廃止する。

なお、平成十五年経済産業省告示第四百十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件）は、平成二十一年十月三十一日限り、廃止する。

一 貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」という。）第九条第二項第十二号及び第十三号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める当該貨物又はプログラムの使用に係る技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」という。）第九条第二項第十二号及び第十三号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める当該貨物又はプログラムの使用に係る技術は、次のいずれかに該当するものとする。

1 (略)
2 外為令別表の二の項の中欄に掲げる技術であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第十五条第一項第一号に該当するもの（同令第一条第三号に該当する貨物の使用に係る技術（当該貨物を試験又は標準物質（試験の対象となる物品と比較するための基準とすべき物質をいう。）として使用するための技術に限る。）又は同条第四号口に該

1 (略)
2 外為令別表の二の項の中欄に掲げる技術であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第十五条第一項第一号に該当するもの（第一条第四号口に該当する貨物の使用に係る技術を除く。）

当する貨物の使用に係る技術を除く。）

3）7（略）

二 貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。

1（略）

（削る）

2 外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物

等省令第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号、第十号又は第十五号のいずれかに該当するもの

三 貿易外省令第九条第二項第十四号ロの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、前号の2に該当するものとする。

四（略）

3）7（略）

二 貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。

1（略）

2 外為令別表の八の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第七条第一号八に該当するもの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十条第一項第五号、第七号若しくは第八号に該当するもの又は貨物等省令第二十条第二項第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの

3 外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するもの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号、第十号又は第十五号のいずれかに該当するもの

三 貿易外省令第九条第二項第十四号ロの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、前号の2又は3に該当するものとする。

四（略）